

議案第112号

公の施設の指定管理者の指定について（神道公会堂）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
神道公会堂

- 2 指定管理者となる団体
所在地 南あわじ市倭文神道173番地2
名 称 神道自治会
会長 大 谷 毅

- 3 指定の期間
令和7年3月31日まで

【神道公会堂】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写）	．．．．．	P 1
指定管理者指定申請添付資料	．．．．．	P 2
指定管理業務にかかる協定書（案）	．．．．．	P 3

指定管理者指定申請書

令和 / 年 / 月 / 日

南あわじ市長 守本 憲弘 様

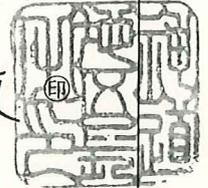
所在地 南あわじ市倭文神道173番地2

名称 神道自治会

申請団体

代表者の氏名 会長 大谷 毅

電話番号 (0799) 46-0850



指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名称	神道自治会
	事務所の所在地	南あわじ市倭文神道173番地2
管理を行おうとする公の施設の名称	神道公会堂	
添付書類	① 団体の概要 ② 団体の活動実績 ③ 管理を行う施設の事業計画	
(事務処理欄)		

施設名称	神道公会堂
------	-------

1 団体の概要

<p>団体名称：神道自治会</p> <p>団体代表者：会長 大谷 毅</p> <p>団体概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員：(自治会役員) 会長、副会長、農会長、隣保長 9名 <p>参考 (神道地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 (R1.10 月末現在)：男 84 人、女 81 人、計 165 人 ・ 世帯数 (R1.10 月末現在)：69 世帯 ・ 高齢化率 (65 歳以上、R1.10 月末現在)：43.6%

2 団体の活動実績

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域改善のための活動 ○ 地域住民のコミュニティ醸成のための活動 ○ 地域発展のためのコミュニティ活動、環境保全活動 (清掃活動など) ○ 地域内各種団体への支援、または連携した活動 ○ 当該指定管理施設の管理運営 (管理の代行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理面：施設清掃、軽微な補修、設備機器等の保守点検 など ・ 運営面：当該施設の設置目的を果たすため、当該施設を拠点として、地域住民の教養の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進のための活動、地域住民相互のふれあいと住民の連帯意識を深めるための各種会合の開催やコミュニティ活動の実施 など
--

3 管理を行う施設の事業計画

<ol style="list-style-type: none"> 1) 管理運営の基本方針 <p>設置目的にある、地域住民のための地域に即する教育及び学術文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るため適正かつ円滑に運営できるよう管理していく。</p> 2) 管理運営体制 <p>神道自治会組織 (構成役員) をもって、管理運営していく。</p> 3) 緊急時の連絡体制 <p>上記 2) の体制において、神道自治会長を責任者として、市との連絡調整を図る。</p> 4) 設置目的のための取り組み <p>当該施設を拠点として、地域改善のための活動、地域住民のコミュニティの醸成、地域発展のためのコミュニティ活動に取り組んで行く。</p>

南あわじ市地域集会施設の管理運営に関する協定書（案）

施設名：神道公会堂

所在地：南あわじ市倭文神道 173 番地 2

南あわじ市（以下「市」という。）と神道自治会（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市神道公会堂（以下「地域集会施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 206 号）第 7 条の規定に基づき、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南あわじ市地域集会施設条例（平成 17 年南あわじ市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により指定管理者に指定された指定管理者が行う地域集会施設の管理業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第 2 条 市は、地域住民の生活文化の向上及び社会福祉の増進を図り、地域改善を促進するとともに、住民相互のふれあいと住民の連帯意識を深め実りのある人間形成を図るため、条例第 4 条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 地域集会施設の維持管理に関すること
- (2) 地域集会施設の利用者がその建物又は附属設備等を破損し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者の責務）

第 3 条 指定管理者は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、地域集会施設が適正かつ円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 指定管理者は地域集会施設を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- 4 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（指定の期間）

第 4 条 市が指定管理者に指定管理者として指定する期間は、令和 年 月 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告)

第5条 指定管理者は、実施した事業の内容及び実績について、毎事業年度終了後5月31日までに、管理業務に係る事業報告書を市に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、市が指示したときは、当該方法によるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 地域集会施設の利用状況
- (3) その他市が必要と認める事項

3 市は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理経費)

第6条 地域集会施設に係る管理経費については、すべて指定管理者の負担とする。

(施設修繕等)

第7条 地域集会施設及び設備機器の修繕等については、すべて指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第8条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(市による指定の取り消し)

第9条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 管理業務の実施に際し不正行為があったとき
- (3) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき
- (4) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (5) 前各号の他指定管理者が地域集会施設の管理者として管理業務を継続することが適当でないとき

2 市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとするときには、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取り消しの理由
- (2) 指定管理者による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申出)

第10条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき
- (2) 市の責に帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他指定管理者が必要と認めるとき

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとする。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備機器等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市の承認を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償等)

第12条 指定管理者は、地域集会施設の管理業務の履行にあたり、又は指定管理者の指定が取り消された場合において、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市はその全部又は一部を免除することができるものとする。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第13条 指定管理者は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第14条 指定管理者は、管理業務の全部又はその主たる業務を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできない。

(個人情報の保護)

第15条 指定管理者は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第16条 地域集会施設の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市、指定管理者協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義等についての協議)

第17条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、市、指定管理者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、指定管理者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

南あわじ市長 守 本 憲 弘 ㊞

指定管理者 兵庫県南あわじ市倭文神道 173 番地 2

神道自治会長 大 谷 毅 ㊞

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。なお、個人情報の保護については、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても遵守するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 指定管理者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは市の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供された個人情報に記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この指定期間満了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 指定管理者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、指定管理者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

議案第113号

公の施設の指定管理者の指定について（バイオマス利活用施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

南あわじ市バイオマス利活用施設神代センター

南あわじ市バイオマス利活用施設北阿万センター

2 指定管理者となる団体

所在地 南あわじ市八木養宜上1029番地8

名 称 南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合

組合長 増 田 健 治

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日

バイオマス利活用施設（2施設）

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写し）	P 1
指定管理者候補者団体概要書	P 2
指定管理を行う施設の事業計画書	P 5
指定管理に係る収支計画書	P 7
過去実績表・収支決算書	P 8
指定管理業務にかかる基本協定書（案）	P 10

指定管理者指定申請書

令和元年10月7日

南あわじ市長 守本 憲弘 様

団体名 南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合

団体住所 南あわじ市八木養宜上1029番地8

代表者名 組合長 増田 健

電話番号 0799-42-0356



指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名称	南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合	
	事務所の所在地	南あわじ市八木養宜上1029番地8	
管理を行おうとする公の施設の名称		南あわじ市バイオマス利活用施設神代センター 南あわじ市バイオマス利活用施設北阿万センター	
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 団体等の活動内容、経営状況等を説明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 団体等の経営状況を説明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> その他（団体概要書 ）	<input type="checkbox"/> 申込資格を確認する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 収支計画書 <input type="checkbox"/> グループ結成届
(事務処理欄)			

団体概要書

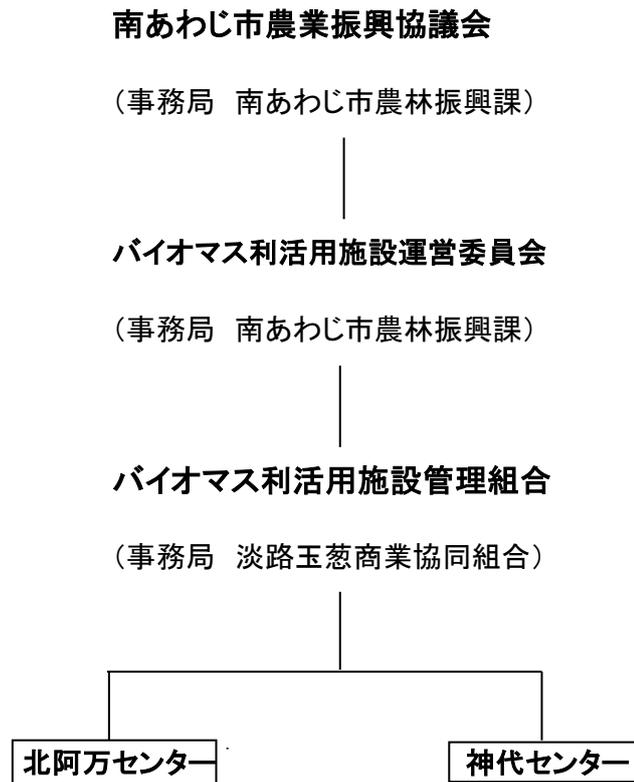
フリガナ	ミミツツ バイオマス 助ツツツツツツツツツ			
団体名称	南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合			
フリガナ	マダ ケツ			
代表者名	組合長 増田 健治			
所在地	南あわじ市八木養宜上1029番地8			
電話番号	0799-42-0356	FAX番号	0799-42-2275	
設立年月日	平成18年4月1日			
主な事業活動 (沿革等)	玉葱残さ処理施設の運営、管理に関すること。			
団体の特色及び 経営方針	適正な運営管理により、生活環境、公衆衛生の向上を図り農業振興を図る。			
免許・登録等				
構成員数 (構成団体数)	淡路玉葱商業協同組合 (37)			
指定管理者 制度担当者	氏名	谷中 守	担当部署・役職	参事
	電話番号	0799-42-0356	F A X 番号	0799-42-2275
	メールアドレス		そ の 他	

※ 団体の組織図については、別途添付すること

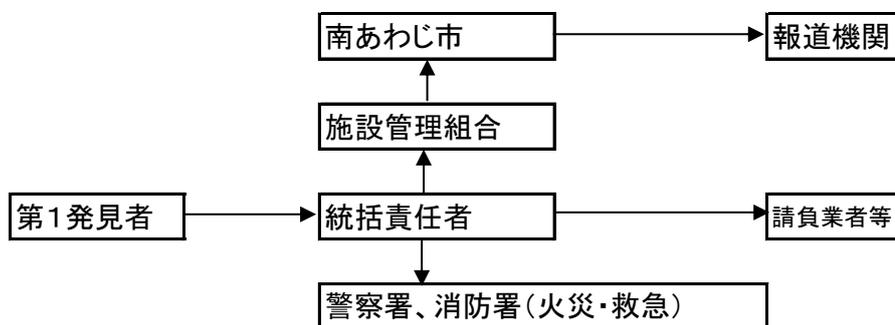
◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
バイオマス利活用施設神代	神代社家832	玉葱残さ炭化施設の運営・管理	20年4月から 令和2年3月まで
バイオマス利活用施設北阿万	北阿万伊賀野 486-4	玉葱残さ炭化施設の運営・管理	20年4月から 令和2年3月まで

○組織図



○緊急時の連絡体制



淡路玉葱商業協同組合組合員名簿

2018.4.1

No.	組合員名	住所
1	(株)赤穂商店	南あわじ市神代国衙
2	朝日物産(株)	南あわじ市神代地頭方
5	淡路協同物産(株)	南あわじ市市三條
6	(株)旭洋淡路	南あわじ市八木養宜上
18	島田青果	南あわじ市神代浦壁
20	高川商店	南あわじ市賀集福井
23	竹原物産(株)	南あわじ市賀集
26	富永商事(株)	南あわじ市榎列小榎列
30	中田青果(株)	南あわじ市賀集野田
32	堤青果(株)	南あわじ市市徳長
33	久井冷蔵	南あわじ市神代国衙
39	(株)藤本青果	南あわじ市阿万東町
44	淡路中央冷蔵(株)	南あわじ市市円行寺
46	(有)東中青果	南あわじ市阿万塩屋町
47	(株)近藤青果商店	南あわじ市阿那賀
49	仲田青果	南あわじ市市
53	窪田青果	南あわじ市八木寺内
61	先中青果	洲本市安乎町平安浦
62	向山青果	洲本市上内膳
63	(株)山本商店	南あわじ市賀集八幡中
65	(株)イーグリーン塩浜	南あわじ市榎列大榎列
67	赤穂青果冷蔵(有)	南あわじ市阿万上町
73	(株)鈴木商店	南あわじ市阿万吹上町
75	(株)カネカツ堀川青果	南あわじ市市徳長
76	引田青果	南あわじ市市三條
77	(株)広瀬青果	南あわじ市八木養宜上
78	(株)原田青果	南あわじ市北阿万稲田南
79	兼三商店	南あわじ市阿万吹上町
82	山田商店	南あわじ市八木入田
83	(株)村青	南あわじ市八木大久保
85	吉田商事(株)	南あわじ市神代社家
86	(有)新家青果	洲本市五色町鮎原中邑
87	(株)三田青果	南あわじ市榎列大榎列
88	東洋冷蔵(株)	南あわじ市市徳長
89	(株)淡路フィール	南あわじ市八木寺内
90	(株)山仙青果	淡路市室津
91	(株)前川青果	南あわじ市松帆志知川

事業計画書

I 管理運営の基本方針

- 1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方
 - ・バイオマス利活用施設の適正な運営管理により、生活環境、公衆衛生の向上を図り、農業振興に資することを目的として管理運営を行う。
- 2) 指定期間内における達成目標
 - ・神代センター年間 1,450 トン処理、北阿万センター年間 1,450 トン処理

II 利用者の施設利用に関する事項

- (1) 施設利用の平等の確保への具体的な取組み
 - ・市広報及び施設利用チラシ等の配布を実施する。
- (2) 施設利用者の増加への具体的な取組み
 - ・農家及び淡路玉葱商協組合員への呼びかけを実施する。
- (3) 利用者の意見、要望等の把握の方法
 - ・各センターにおいてとりまとめ、毎月の利用実績と併せて報告する。
- (4) 利用者の苦情等への対処方法
 - ・基本的に各センターで対応し、市へ報告する。

III 組織体制、人員配置等

- (1) 組織体制、人材の確保に関する具体策
 - ・現在管理組合において常勤職員がおり、管理運営を統括する。
- (2) 職員の配置計画
 - ・各施設に1名を常勤職員として配置する。
- (3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等
 - ・防犯、防災対策等の緊急時の対応等において随時研修を実施する。
- (4) 人員確保にかかる地元雇用について
 - ・現在雇用している職員はすべて、地元雇用であり、今後も継続して地元雇用を実施する。
- (5) その他施設を安定して管理運営を実施するための人間的な手法等
 - ・管理組合において連携を図る。

IV 安全管理への取組み

- (1) 施設・設備にかかる安全管理への取組み
 - ・現在策定している安全管理マニュアルに添って取り組んでいく。
- (2) 災害や事故の防止への取組み
 - ・現在策定している防災マニュアルに添って取り組んでいく。なお、災害、事故等が発生した場合は、南あわじ市長へ直ちにその状況を報告するとともに安全を第1義として考え対応する。

(3) 緊急時の対応

- ・設備機器における緊急時の対応については、市内設備会社と年間メンテナンス契約を締結し、実施する。また、緊急時の連絡体制を整える。

V 施設・設備の維持管理

(1) 施設・設備の管理体制

- ・統括者1名、各施設常勤1名。異常発生時は、市及び設備会社等各方面連絡。

(2) 施設設備の適切な維持管理への取組み

- ・市内設備会社と年間メンテナンス契約を締結し、実施する。

(3) 効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の縮減）

- ・施設管理においては、定期的なメンテナンスを計画的に実施することが経費節減につながるため、市内設備会社と年間メンテナンス契約を締結し、修繕費の抑制につなげる。

VI 個人情報に関する事項

(1) 個人情報の保護に関する具体的な取組み

- ・平成18年4月に市と締結している「南あわじ市バイオマス利活用施設の管理運営に関する協定書別記『個人情報取扱特記事項』」を引き続き遵守する。

収 支 計 画 書

（神代センターと北阿万センター合計）

項目		年度	R2	R3				合計	備考	
収入	利 用 料 収 入		34,800	34,800				69,600	12,000円/t	
	前期繰越収支差額									
	指 定 管 理 料		9,700	9,700				19,400		
	自 主 事 業 収 入									
	収 入 合 計		44,500	44,500				89,000		
支出	人 件 費		11,610	11,610				23,220		
	需用費	消 耗 品 費		500	500				1,000	
		光 熱 水 費		2,700	2,700				5,400	
		修 繕 費		9,240	9,240				18,480	
		そ の 他		1,400	1,400				2,800	燃料費 等
	役 務 費									
	施設管理費	保 守 点 検 費		400	400				800	設備点検、検査
	使 用 料 ・ 手 数 料		14,240	14,240				28,480	堆肥化費用	
	そ の 他		2,670	2,670				5,340	減価償却費 等	
	自 主 事 業 費									
	施 設 使 用 料		1,740	1,740				3,480	借地料	
支 出 合 計		44,500	44,500				89,000			
収 支 差 額			0	0				0		

【収入増に向けた取組み】

処理量は企業努力により安定的に計画数量を達成しており、能力分操業している。

※年間処理計画 2,900t。実績：平成29年度3,033t、平成30年度3,899t。

【経費縮減に向けた取組み】

日々の清掃等メンテナンスに努め故障回数を少なくし、修繕費を減らす。

（注1）単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

（注2）『施設管理費』には、『保守点検』、『維持管理費・業務委託費』等を記入してください

（注3）『役務費』には、『通信費』、『広告料』、『手数料』、『保険料』等を記入してください

バイオセンター過去実績表

単位: kg

年度	合計	内農家助成合計	北阿万センター	内農家助成	神代センター	内農家助成	備考
30	3,899,472	67,580	1,535,485	20,395	2,363,987	47,185	年間実績
29	3,033,880	67,185	719,568	13,680	2,314,312	53,505	年間実績
28	3,662,861	218,300	1,527,826	81,690	2,135,035	136,610	年間実績 ベと病大発生
27	2,654,421	11,030	1,202,559	0	1,451,862	11,030	年間実績
26	2,536,722	19,470	1,006,189	10,520	1,530,533	8,950	年間実績
25	2,069,759	39,425	1,029,066	37,135	1,040,693	2,290	年間実績(他に賀集炭化48,440、八木炭化100,665)
24	2,207,370	41,006		38,525		2,481	年間実績(5施設での処理量)
23	2,483,170	38,230					年間実績(5施設での処理量)
22	1,533,750	11,439					年間実績(5施設での処理量)
21	750,020	14,291					年間実績(5施設での処理量)
20	315,550	10,254					年間実績(3施設での処理量、倭文・賀集・北阿万)

※ 脱水機の1時間当たりの処理能力1.2m³ ÷ 600kg × 8時間 × 300日 × 2施設で計算

2,880,000

kgより、年間処理計画目標を**2,900t**とする。

収 支 決 算 書 (平成30度)

項目		予算額 (千円)	神代 (円)	北阿万 (円)	利活用組合 (円)	決算額 (千円)	対比	備考	
収入	利 用 料 収 入	27,500	24,252,408	17,367,370		41,620	151.3%		
	前 期 繰 越 収 支 差 額								
	自 主 事 業 収 入								
	指 定 管 理 料	9,700			9,700,000	9,700	100.0%		
	そ の 他								
	収 入 合 計	37,200	24,252,408	17,367,370	9,700,000	51,320	138.0%		
支出	人 件 費	10,950	9,208,202	5,444,000		14,652	133.8%	法定福利・福利厚生費含む	
	需用費	消 耗 品 費	150	533,790			534	356.0%	
		光 熱 水 費	4,000	1,967,481	1,413,935		3,381	84.5%	電気代、上下水道代、リース料 (バックン)
		修 繕 費	9,815	1,073,137	874,230	7,285,209	9,233	94.1%	
		そ の 他		1,114,583	126,000	404,562	1,645		通信費、燃料費
	役 務 費								
	施設管理費	保 守 点 検 費	1,285			301,482	301	23.4%	
		維 持 管 理 費							
		業 務 委 託 費							
		そ の 他							
	使 用 料 ・ 手 数 料	11,000	9,070,443	6,559,679	1,239,695	16,870	153.4%	全淡建設、寺内堆肥センター	
	自 主 事 業 費								
	施 設 使 用 料		1,200,000	540,000		1,740		借地料、施設使用料	
そ の 他		1,786,470	880,000		2,666		保険料、減価償却費、手数料、租税公課、支払報酬、交際費、雑費、町内会費 等		
支 出 合 計	37,200	25,954,106	15,837,844	9,230,948	51,022	137.2%			
収 支 差 額	0	▲ 1,701,698	1,529,526	469,052	298				

南あわじ市バイオマス利活用施設の管理運営に関する協定書（案）

南あわじ市（以下「甲」という。）と南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合（以下「乙」という。）とは、南あわじ市バイオマス利活用施設（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年南あわじ市条例第206号）第6条の規定により指定管理者に指定された乙が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲が乙に管理を行わせる施設は、別表に掲げる施設とし、乙が行う業務の範囲は、南あわじ市バイオマス利活用施設条例（平成18年南あわじ市条例第24号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

- （1）施設の利用の許可及びその取消し並びに施設の維持管理に関すること。
- （2）利用者が施設の設定備を損傷し、若しくは滅失したときにおける損害賠償の手続きに関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規定並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 乙は、施設を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定期間）

第4条 甲が乙に指定管理者として指定する期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

- 2 管理業務にかかる事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務委託料）

第5条 乙が第2条に規定する管理業務に対する委託料の額は、970万円とする。

（利用料金）

第6条 施設の利用料金については、条例第11条の規定に基づき、乙が徴収するものとする。

（業務報告）

第7条 乙は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 業務の月報
- (2) 実施した内容及び実績

2 甲は、管理業務の適正を帰するために乙に対し前項に掲げるもののほか、管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は、必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第8条 乙は、毎事業年度終了後、2箇月以内に当該施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況及び利用拒否等の件数及び事由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況

(指定の取消し等)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が施設の管理者として管理業務を継続することが適当でないと思われるとき。

2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3箇月前までに甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

4 前2項により、指定管理者の指定が取消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の賠償)

第10条 乙は、施設の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第12条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第 13 条 施設の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第 14 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

南あわじ市長 守 本 憲 弘

乙 兵庫県南あわじ市八木養宜上 1029 番地 8
南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合
組合長 増 田 健 治

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この協定による個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、指定の期限が満了し、又は指定を取り消された後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 乙は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別表（第2条関係）

名 称	所 在 地
南あわじ市バイオマス利活用施設 神代センター	南あわじ市神代社家 832
南あわじ市バイオマス利活用施設 北阿万センター	南あわじ市北阿万伊賀野 486-4

指定管理者候補者の選定結果について

施設名	南あわじ市バイオマス利活用施設（神代センター）		
所在地	南あわじ市 神代社家832番地		
指定管理者候補者 及び次点者	候補者	名称	南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合
		所在地	南あわじ市八木養宜上1029番地8
	次点者	名称	-
		所在地	-
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日 （ 2 年間）		
施設所管部署	産業建設 部	農林振興 課	選定方法 非公募

1. 募集の概要

内容	期 間	参加又は申請数
募集要項等の配布期間		
現場説明会		
公募参加表明書提出期限		
申請書類の提出期限		

2. 協議の経過

日 程	会 議 名	内 容
令和1年8月5日	第43回指定管理者制度検討委員会	募集要項・仕様書等の審議
令和1年10月7日	第44回指定管理者制度検討委員会	プレゼンテーション審査・候補者の選定

3. 審査選定結果

- ・ 選定委員会開催日 令和1年10月7日
- ・ 応募団体の出席を求め、提案内容のプレゼンテーションを受けたあと、選定委員との質疑応答を実施。
- ・ 選定方法は、選定委員が申込団体の提出書類及び面接審査により総合的な評価を実施。
- ・ その結果、選定委員全員（6名）が「南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合」を指定管理者候補者とすることを承認した。

指定管理者候補者の選定結果について

施設名	南あわじ市バイオマス利活用施設（北阿万センター）		
所在地	南あわじ市 北阿万伊賀野486番地4		
指定管理者候補者 及び次点者	候補者	名称	南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合
		所在地	南あわじ市八木養宜上1029番地8
	次点者	名称	-
		所在地	-
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日 （ 2 年間）		
施設所管部署	産業建設 部	農林振興 課	選定方法 非公募

1. 募集の概要

内容	期 間	参加又は申請数
募集要項等の配布期間		
現場説明会		
公募参加表明書提出期限		
申請書類の提出期限		

2. 協議の経過

日 程	会 議 名	内 容
令和1年8月5日	第43回指定管理者制度検討委員会	募集要項・仕様書等の審議
令和1年10月7日	第44回指定管理者制度検討委員会	プレゼンテーション審査・候補者の選定

3. 審査選定結果

- ・ 選定委員会開催日 令和1年10月7日
- ・ 応募団体の出席を求め、提案内容のプレゼンテーションを受けたあと、選定委員との質疑応答を実施。
- ・ 選定方法は、選定委員が申込団体の提出書類及び面接審査により総合的な評価を実施。
- ・ その結果、選定委員全員（6名）が「南あわじ市バイオマス利活用施設管理組合」を指定管理者候補者とすることを承認した。

議案第114号

権利の放棄について

別紙のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

1 放棄しようとする債権の種類

南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第110号）第12条第1項の規定により阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の貸付を受けた者の連帯保証人に対し市が有する権利

2 放棄しようとする権利の額及び件数

内容	件数	金額
災害援護資金の償還未済額に相当する額の保証債権	8件	10,918,044円
災害援護資金について令和元年10月31日までに生じた利息の償還未済額に相当する額の保証債権	8件	788,205円

3 権利を放棄しようとする理由

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）により平成31年4月1日以降に生じた災害について災害援護資金の貸付けに際し、連帯保証人の要否は市に委ねられることになったことから、市において連帯保証人は不要としたことに鑑み、また災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）が令和元年8月1日から施行され、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市が当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、県は市に対し、当該保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする特例が設けられたため、当該連帯保証人に対して市が有する権利を放棄しようとするもの。

議案第 1 1 5 号

南あわじ市農業共済条例の廃止に伴う財産処分について

南あわじ市農業共済条例(平成 3 0 年南あわじ市条例第 3 8 号)の廃止に伴い、下記のとおり財産処分を行うことについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1. 兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 有形固定資産 | 令和 2 年 3 月 3 1 日現在高 |
| (2) 無形固定資産 | 令和 2 年 3 月 3 1 日現在高 |
| (3) 農業共済管理の物品等 | 令和 2 年 3 月 3 1 日現在高 |

議案第116号

字の区域の変更について（松帆慶野、津井地区）

別紙のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

字の区域の変更調書

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
松帆慶野	桜本	203の1から203の6まで 203の11	松帆慶野	蟹田
	鴨ケ内	224	松帆慶野	叶田
	向井	333	松帆慶野	むろひ
	浦ノ内	377の1		
	新口	414の2	松帆慶野	釜池
	北慶野	427		
	湯ノ口小堀	453	松帆慶野	北慶野
津井	竹ケ谷	2505の1 2505の2 2506の1	津井	西ノ谷
		2506の2 2507の1 2507の2 2509		
		2510 2511 2549の3から2549の5まで		
	前谷	2780	津井	前谷ノ瀬
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、令和元年10月1日現在の地番である。

南あわじ市管内図



松帆慶野

字桜本203の1~203の6、203の11
鴨ヶ内224、向井333、浦ノ内377の1、新口414の2、
北慶野427、湯ノ口小堀453

津井

字竹ヶ谷2505の1、2505の2、2506の1、2506の2、
2507の1、2507の2、2509、2510、2511、
2549の3~2549の5
字前谷 2780

記号

●	市役所	●	神社
○	総合事務所	○	寺
□	公民館	△	高層ビル
◇	保健センター	▽	記念碑
◇	診療所	▽	寺
◇	保育所・保育園	▽	公園
◇	幼稚園	▽	公園
◇	漁業協同組合	▽	公園
◇	公民館	▽	公園
◇	診療所	▽	公園
◇	保育所・保育園	▽	公園
◇	幼稚園	▽	公園
◇	漁業協同組合	▽	公園

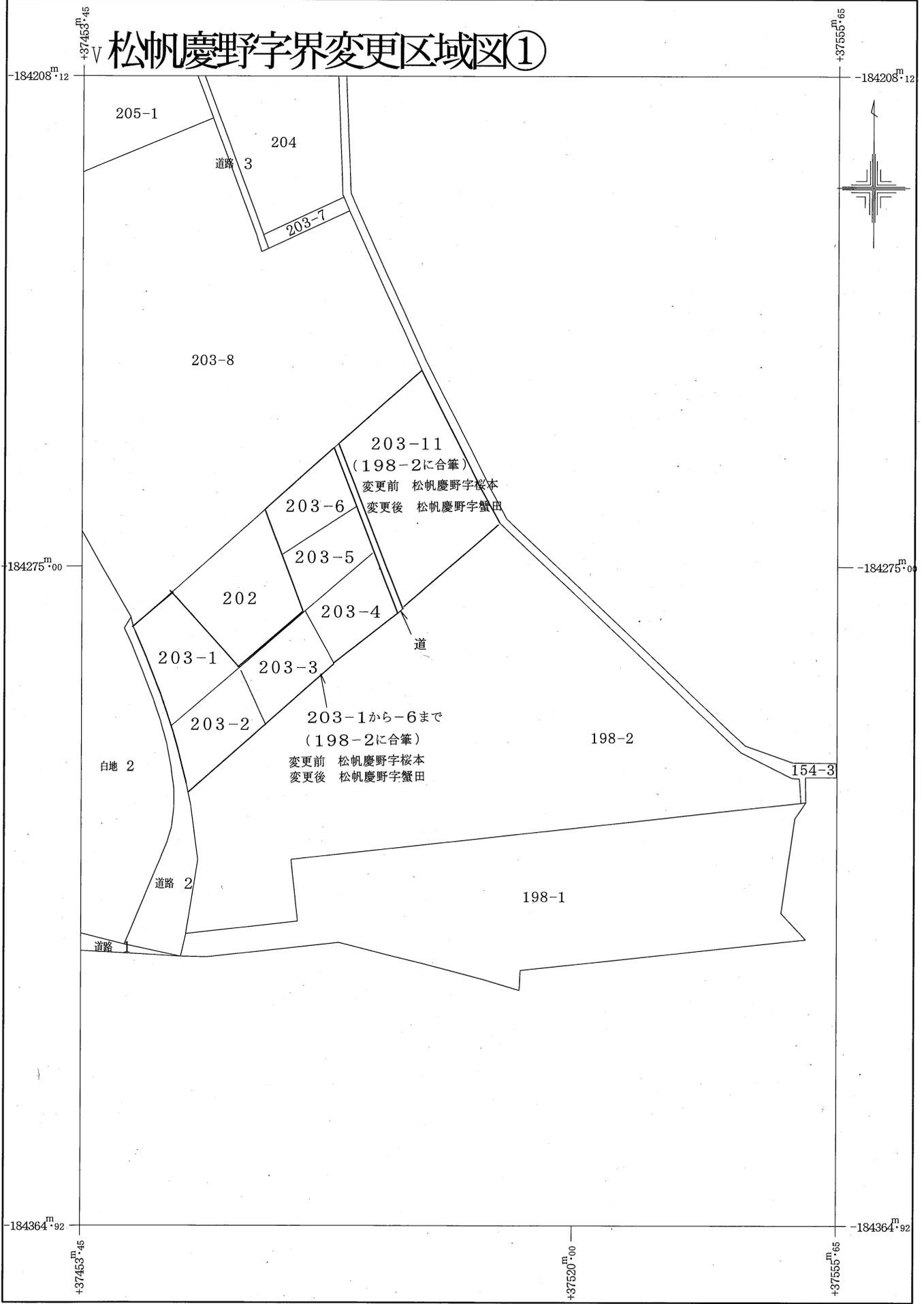
1:50,000
 1000 2000 3000
 1:50,000
 1000 2000 3000

凡例

- 高速道路
- 国道
- 主要県道
- 一般県道
- 未改修通行不能
- 市道
- その他の道路
- 公民館
- 診療所
- 保育所・保育園
- 幼稚園
- 給食センター
- 下水道処理施設等
- 火葬場
- 漁業協同組合

南あわじ市役所

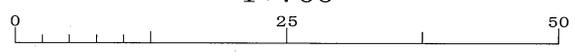
松帆慶野字界変更区域図①



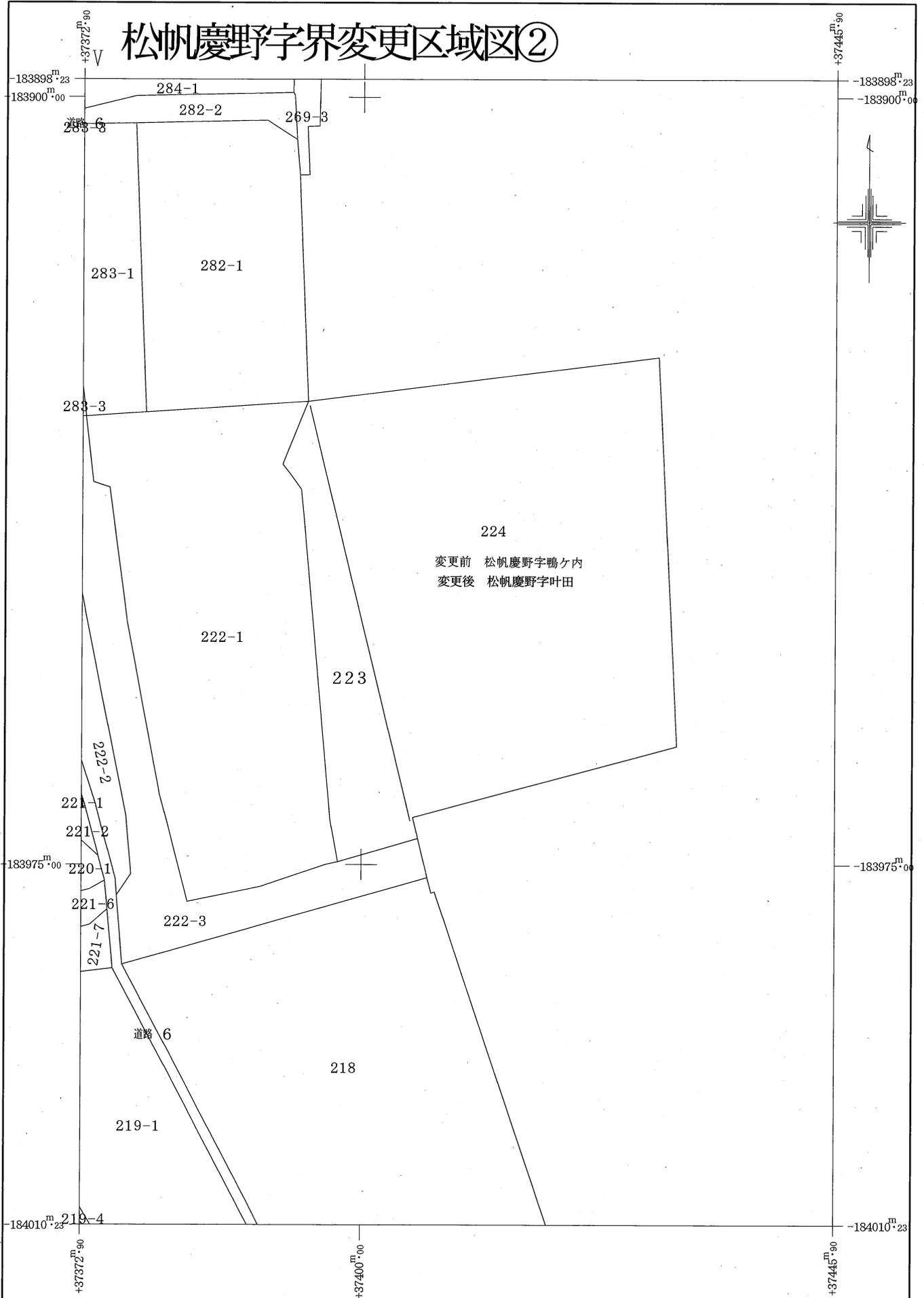
203-11
 (198-2に合筆)
 変更前 松帆慶野字榎本
 変更後 松帆慶野字蟹田

203-1から-6まで
 (198-2に合筆)
 変更前 松帆慶野字榎本
 変更後 松帆慶野字蟹田

1 : 700



松帆慶野字界変更区域図②

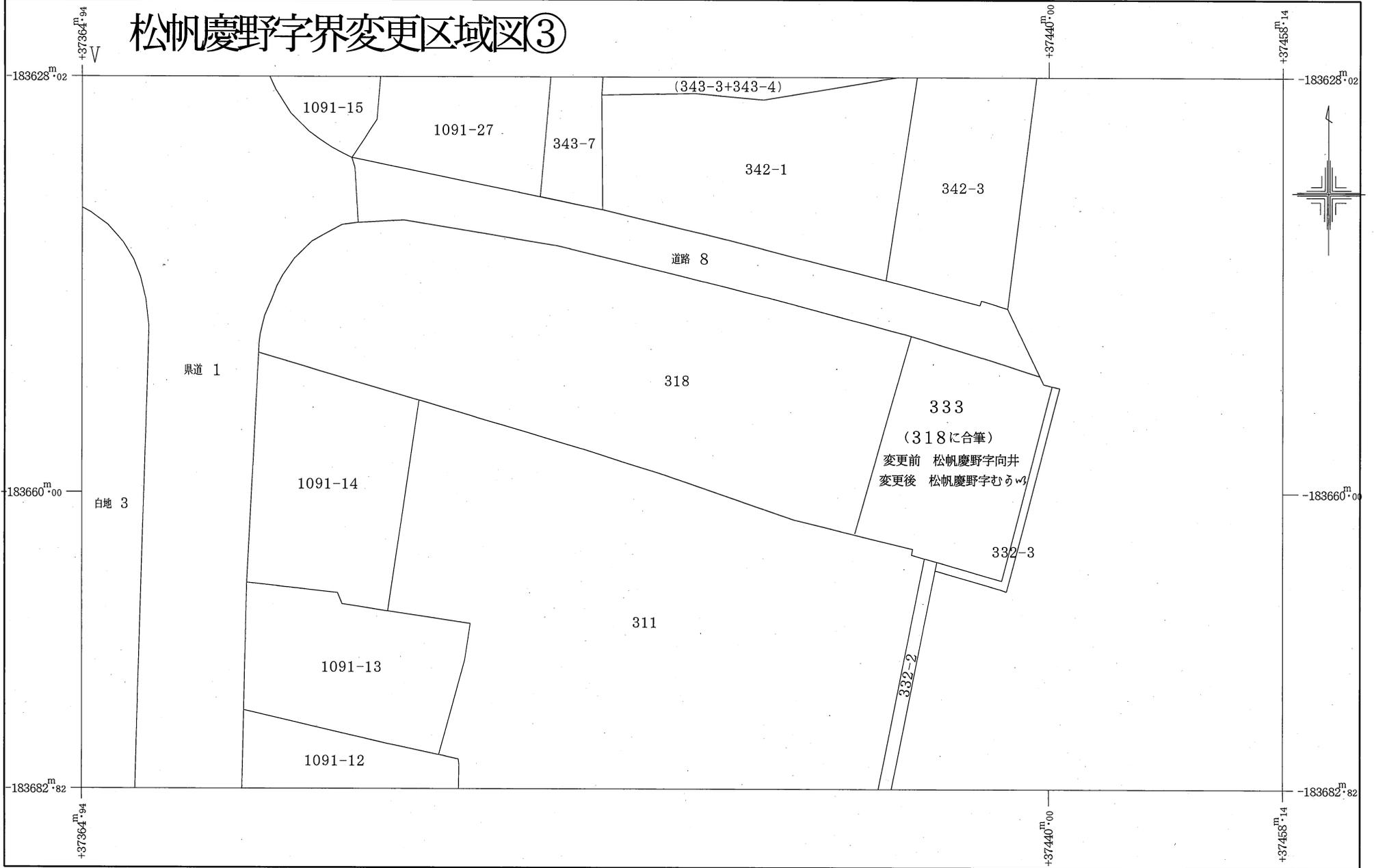


変更前 松帆慶野字鴨ヶ内
 変更後 松帆慶野字叶田

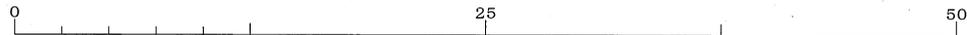
1 : 500



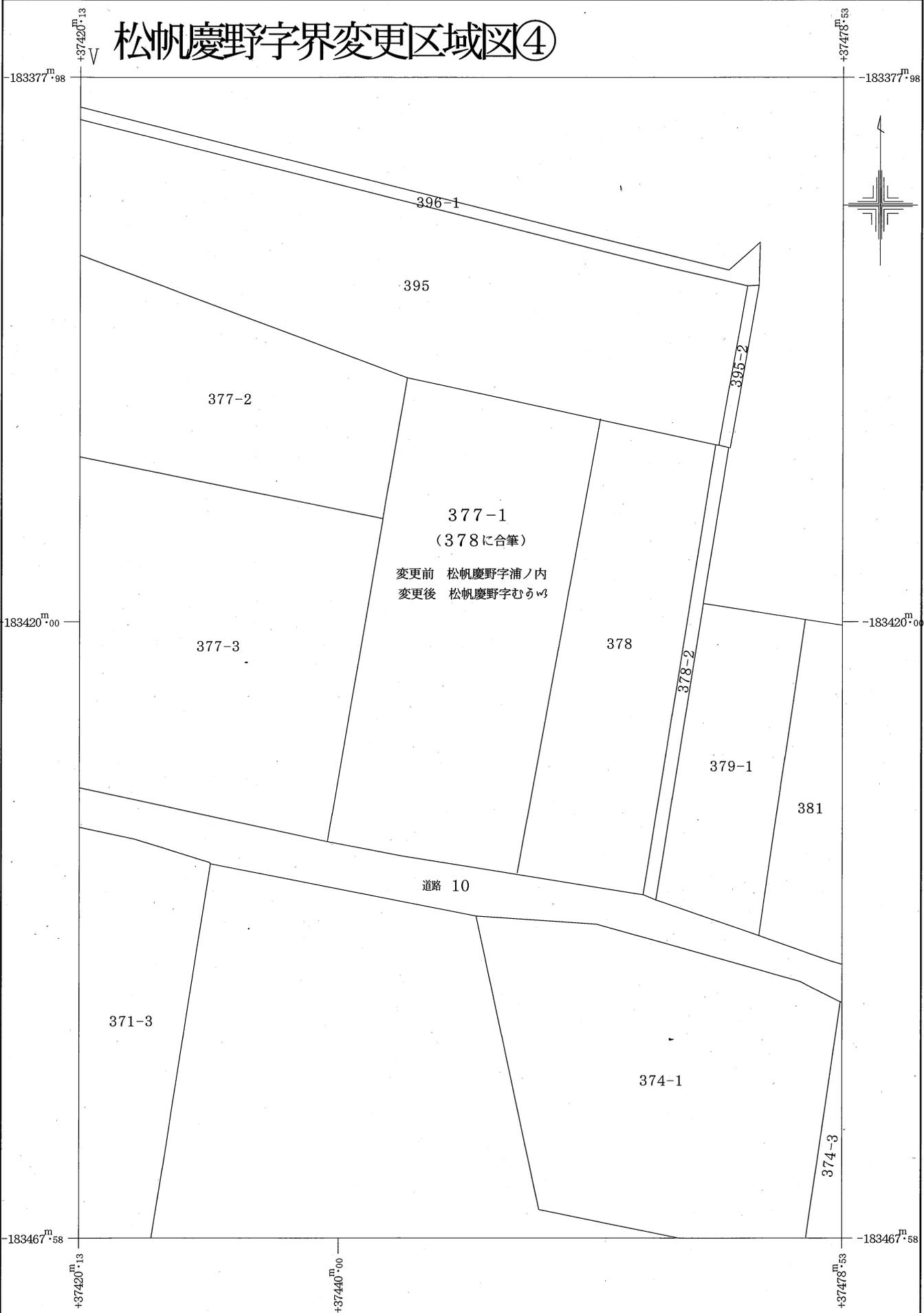
松帆慶野字界変更区域図③



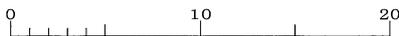
1:400



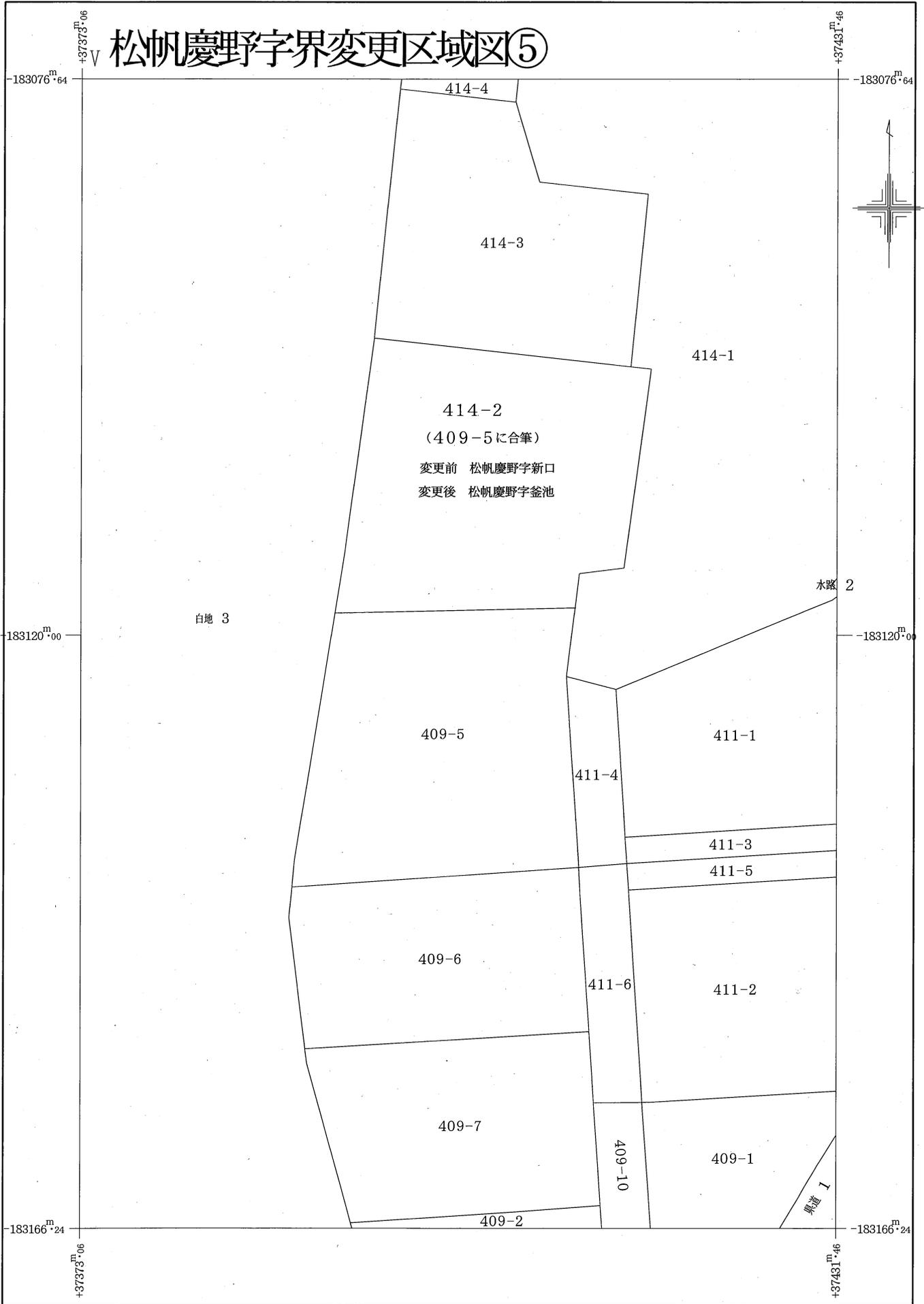
松帆慶野字界変更区域図④



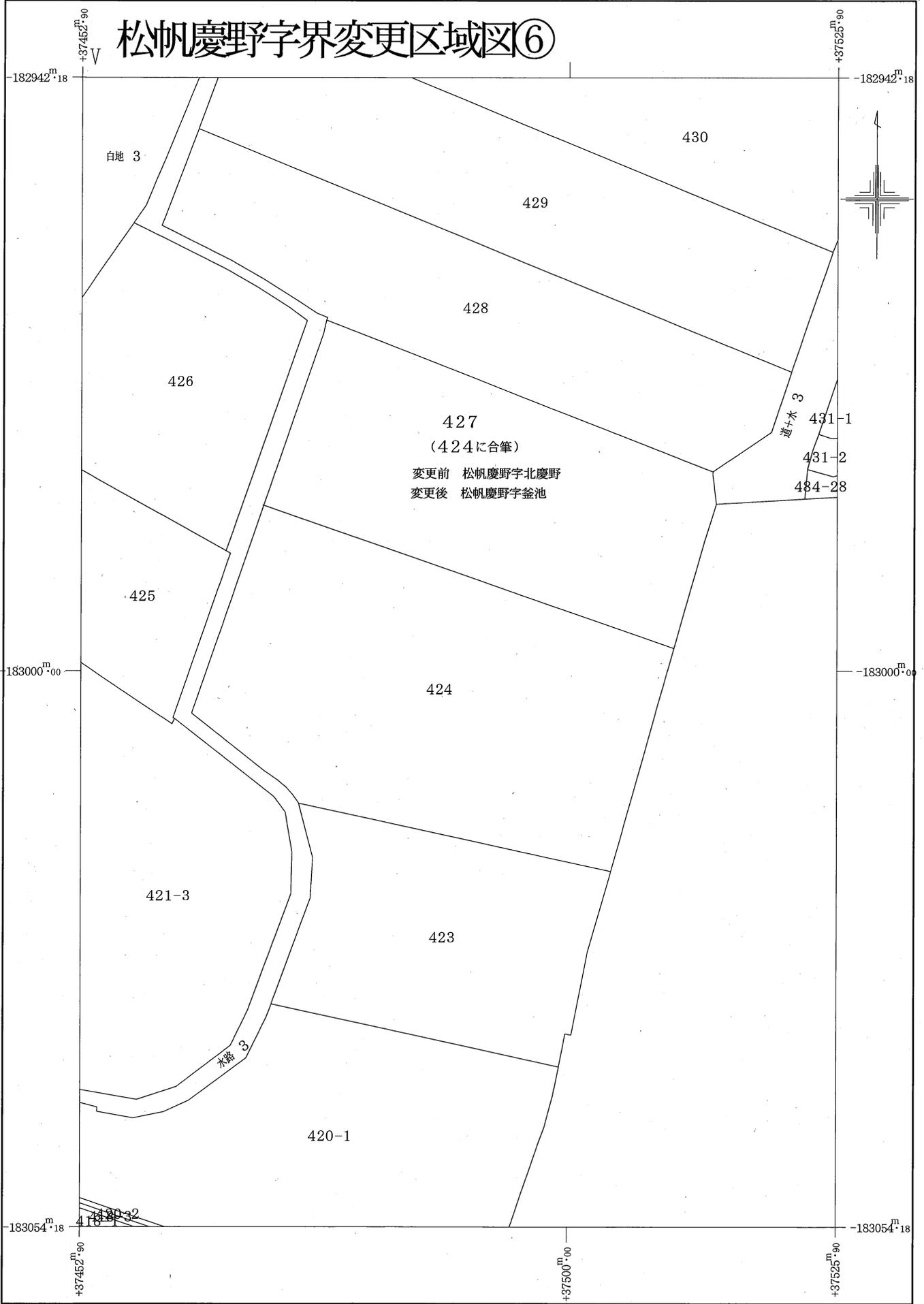
1 : 400



松帆慶野字界変更区域図⑤



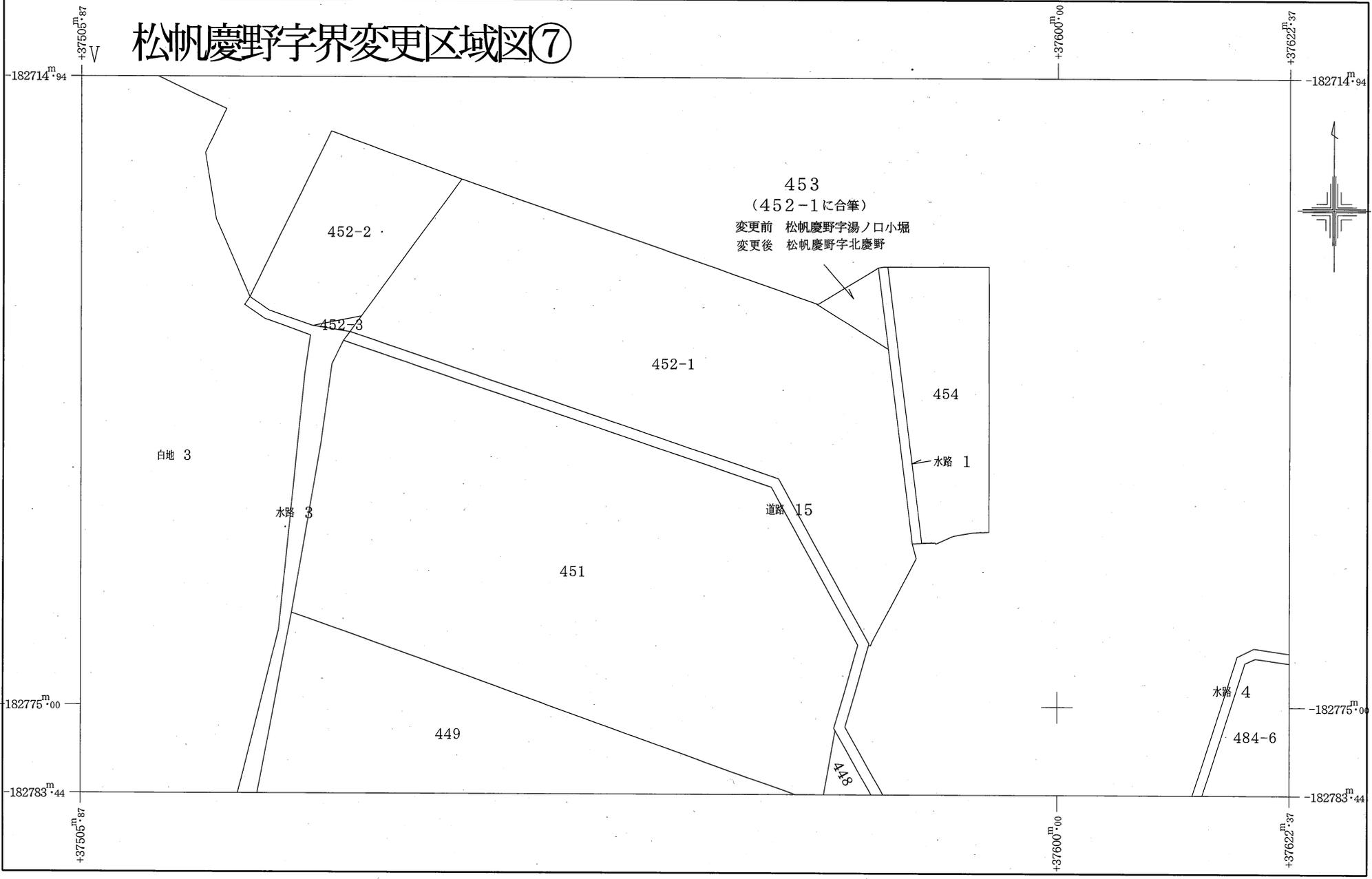
松帆慶野字界変更区域図⑥



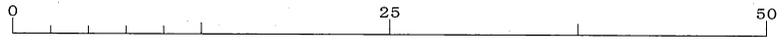
1 : 500



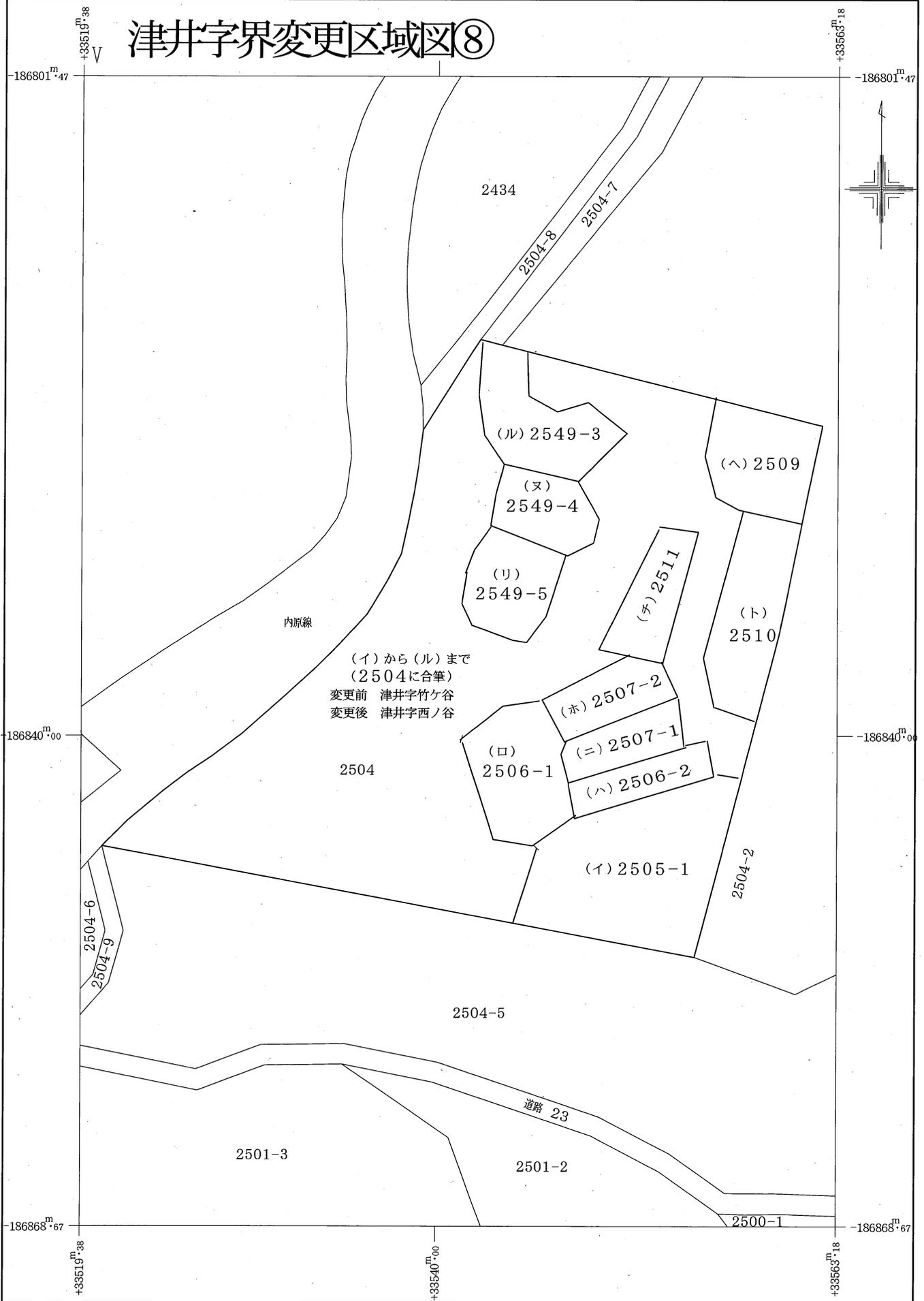
松帆慶野字界変更区域図⑦



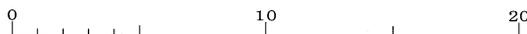
1 : 500



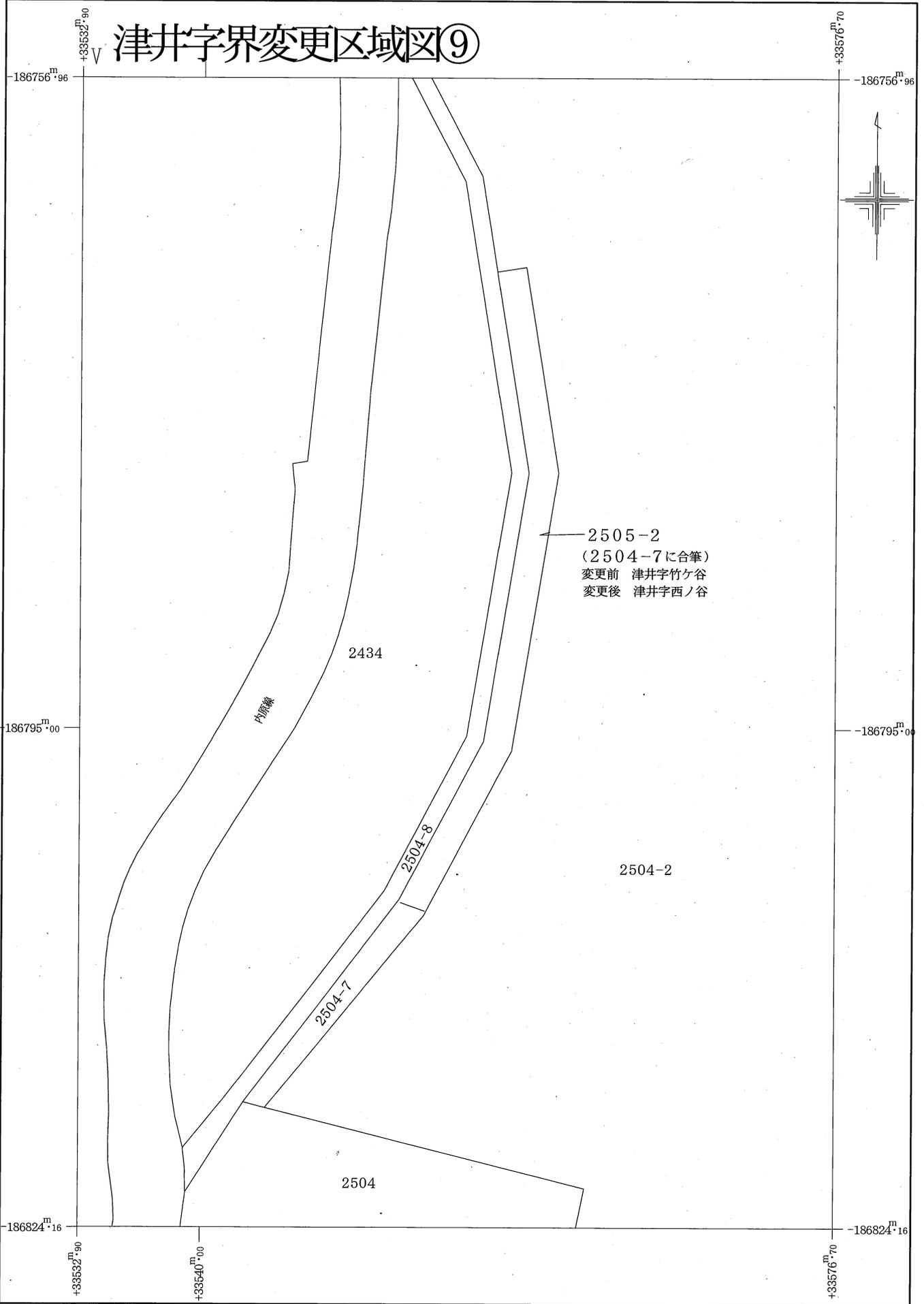
津井字界変更区域図⑧



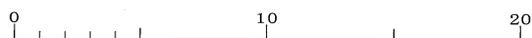
1 : 300



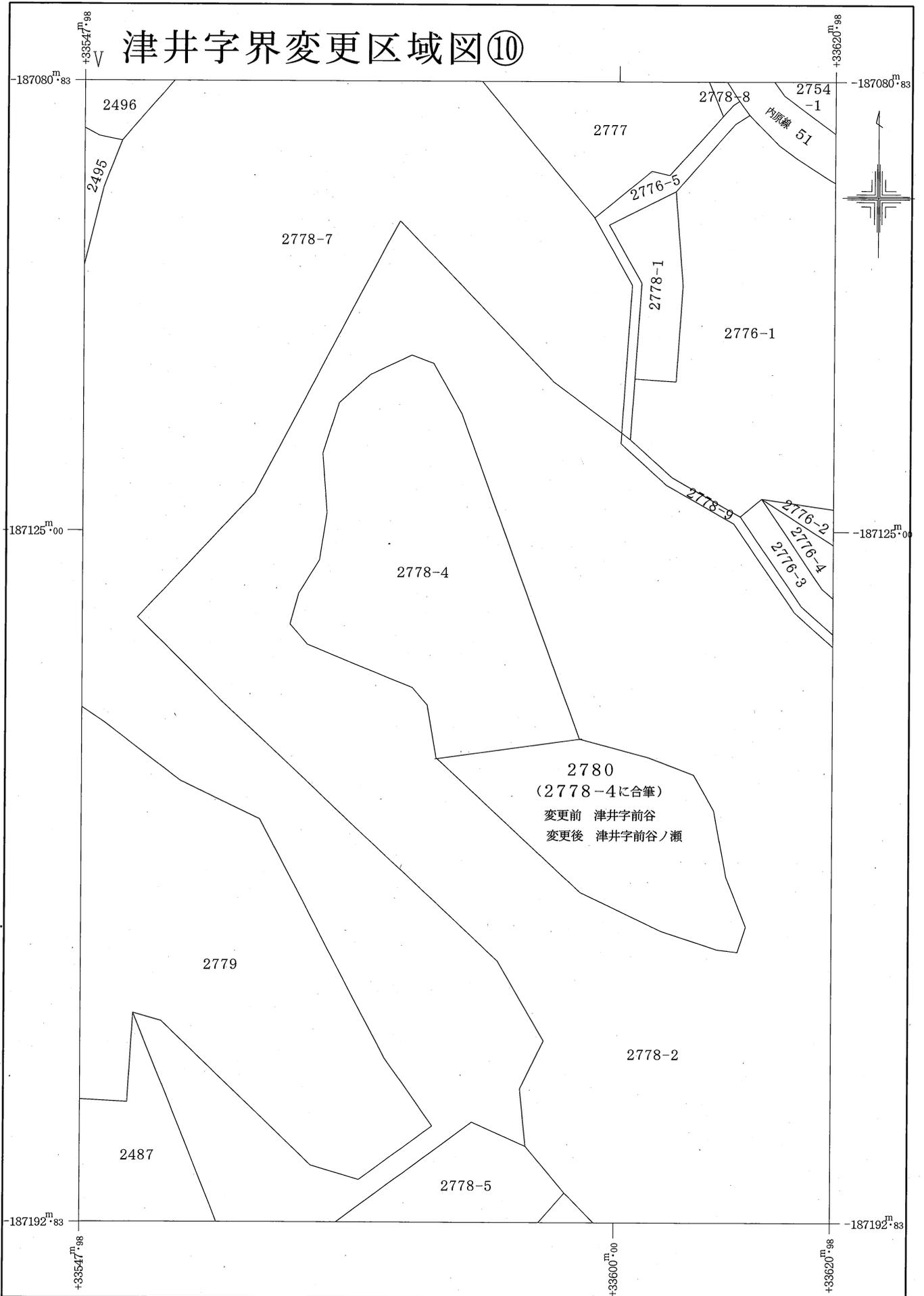
津井字界変更区域図⑨



1 : 300



津井字界変更区域図⑩



議案第117号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和元年9月24日

2 事故発生場所

南あわじ市松帆志知川868番地2先路上

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）50%、乙（相手方）50%とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市道で停車中、方向転換のためバックした際に、相手方（停車中）も同時にバックしたため、公用車左側と相手方車両右側後方が接触した。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
[Redacted]	車両	23,690円